

なみえ 議会だより

2014.2.1
No. 142



東北楽天ゴールデンイーグルスに入団が決まった横山貴明さん（田尻）

12月定例会

12月定例会…………… P 2～P 3
意見書・採決状況・人事案件… P 4
11月臨時会…………… P 5
不信任案・資格審査特別委員会… P 6

一般質問…………… P 7～P10
議会活動の経過報告…………… P10
会議の出席状況…………… P11
町民の声・編集後記…………… P12

町復旧・復興にかかる予算など 7億5450万9千円増額

要旨

一般会計補正予算や条例の制定、意見書など16件を可決し、議長不信任案を否決。また、教育委員会委員の任命を同意し、財団法人福島なみえ勤労事業団（いこいの村なみえ）の経営状況報告を受けました。

また、議員の資格審査に関する特別委員会が設置されました。

一般会計では、歳入、歳出それぞれ7億5450万9千円を補正し、総額103億9735万5千円となりました。

歳出の主なものは、墓地環境整備（除染）、請戸共同墓地実施設計業務、避難住民要援護者情報集約システム構築等の委託料、請戸共同墓地整備工事等の工事請負費、環境放射線モニタリング（49行政区の井戸水、沢水の検査）業務の委託料などです。これらの財源は、地方交付税や国・県支出金が充てられます。

条例の制定

議案第64号 浪江町公
共下水道事業基金条
例の制定について

質問 賠償金の積み立
てと基金の運用の関係は。

町長 逸失利益や償却
資産の賠償金は、すべて基
金に積み立てます。償還金
や修繕費などの支出はその
基金から運用します。
(賛成多数で可決)

議案第66号 浪江町災
害危険区域に関する
条例の制定について

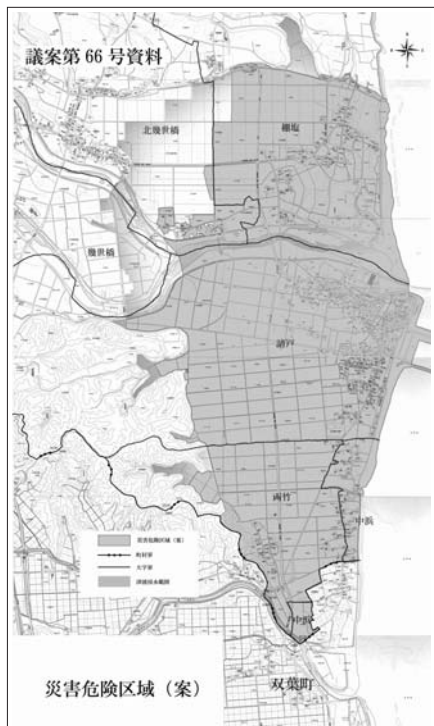
質問 津波による浸水
面積と危険区域の指定面積
はどの程度か。

復旧事業課長 浸水面積
は約600ヘクタール、危
険区域については浸水深2
メートルを基本として、今
後、地権者と協議のうえ確
定となります。再建を考え
ている方々につきましては、

指定から除く予定です。
質問 住民説明会を
実施し合意したのか。

復旧事業課長 棚塩地区
は9月28日、請戸地区は10
月10日に実施しました。家
屋が残っている方々につい
ては、個別に対応します。

質問 危険区域に指定
した場合、どのような支援が
受けられるのか。
復旧事業課長 防災集団
移転促進事業等の危険住宅
移転事業として、宅地の買
い上げやローンの支援があ
ります。
(賛成多数で可決)



災害危険区域案（地区住民と協議し区域を決定します）

条例の改正

議案第68号 浪江町税
特別措置条例の一部
改正について

質問 対象物件はどの
くらいあるか。

町民税務課長 現在、固
定資産税は課税しておりま
せんが、浪江日立化成、浪江
日本ブレイキ、エスエス製
薬浪江工場が対象となって
います。(賛成多数で可決)

議案第69号 浪江町国
民健康保険税条例の
一部改正について

質問 7割軽減、5割
軽減、それぞれ1円ずつ増
額されるということだが、
対象世帯の件数は。また、
2割軽減はなぜ増額されな
いのか。

町民税務課長 対象世帯
は、7割軽減世帯が36世
帯、5割軽減世帯が7世帯
となります。2割軽減の世
帯については、誤りがない
ため増額変更はありません。
(賛成多数で可決)

補正予算

議案第70号 平成25年
度浪江町一般会計補
正予算(第3号)

質問 本庁舎の空調設
備修繕工事が継続費として
計上されている。11月臨時
会での修繕工事費と今回の
継続費の違いは。また、入
札はいつ頃予定しているの
か。

総務課長 11月の工事請
負契約の締結が否決となっ

たため、同じ内容での再入
札はできなくなり、若干設
計を変えた事で総額が変更
になりました。入札は、年
明け早々に実施したいと考
えています。

質問 職員手当で18
00万円減額補正になって
おり、今の勤務体制からは
考えられないがなぜか。

総務課長 定年退職者以
外で早期退職者が4人でて
いるのが一番の要因です。

内容については、結婚によ
る退職者が1人、家庭の事
情が1人、定年間際の方が
2人です。

質問 放射線対策費5
00万円の中身として、各
行政区の井戸水と沢水の調
査とあるが、町内49行政区
全てなのか。それとも限定
的なのか。

帰町準備室長 全行政区
を対象とし、井戸水等のモ
ニタリング調査を可能な限
り各行政区2地点ほど選定
し行いたいと考えておりま
す。

質問 双葉地方広域市
町村圏組合負担金補助、及
び交付金の4052万8千
円の補正増の内容は。

ふるさと再生課長 双葉
地方広域市町村圏組合の汚
泥再処理センターという工
事の調査費の負担金です。
この負担割合は、均等割8
%、人口割12%、利用割が
80%という中で負担金の
金額です。
(賛成多数で可決)

第四次追補に対し 指針の見直しを求め国へ緊急要望活動実施

昨年12月26日、原子力損害賠償紛争審査会において、中間指針第四次追補が示されました。住宅や宅地などの財物賠償について、一定の見直しがなされたことは、被災者並びに町・議会の強い要望の反映であると考えます。

しかし、精神的損害賠償について帰還困難区域とそれ以外の区域の格差ばかりでなく、原発立地町とそれ以外の自治体間においてその取り扱いが異なるため、町民の間で混乱が生じています。

原発事故からの生活再建や浪江町の復興が実現し、全ての町民が前進できるよう、指針の見直しが必要と考えます。

そのため、1月27日に国への緊急要望活動を実施し、「精神的損害賠償の区域間・町村間格差解消」などを要望しました。さらに同日、東京電力に対し、被災者に寄り添った追加賠償基準を示すよう、強く要求しました。

なお、詳しい内容は後日お知らせします。

特定秘密の保護に関する法律の廃止を求める意見書

採 択

政府が東京電力福島第一原発事故の衛星写真を「秘密保全」を理由に公開せず、浪江町民が無用な被ばくをするなどの問題が明らかになっています。これから我が国が進むべき道は、徹底した情報公開であり、情報統制を助長する法案の制定ではないと考えます。よって、国及び政府は国民の声を十分に踏まえ、特定秘密の保護に関する法律の廃止を強く求め、意見書を衆参両議院議長や内閣総理大臣などに送付しました。

同意した人事案件

○教育委員会委員の同意

教育委員会委員の任命について、原案のとおり同意しました。(敬称略)

◆青 田 忠 文

浪江町大字北幾世橋字大町13番地

12月定例会の採決状況

議案番号	件 名	議決結果
	議長不信任案について	否 決
	資格決定の件	付 託
議案第 63 号	延滞金の割合等の見直しに伴う関係条例の整備に関する条例の制定について	原案可決
議案第 64 号	浪江町公共下水道事業基金条例の制定について	原案可決
議案第 65 号	浪江町農業集落排水事業基金条例の制定について	原案可決
議案第 66 号	浪江町災害危険区域に関する条例の制定について	原案可決
議案第 67 号	浪江町税条例の一部改正について	原案可決
議案第 68 号	浪江町税特別措置条例の一部改正について	原案可決
議案第 69 号	浪江町国民健康保険税条例の一部改正について	原案可決
議案第 70 号	平成 25 年度浪江町一般会計補正予算 (第 3 号)	原案可決
議案第 71 号	平成 25 年度浪江町国民健康保険事業特別会計補正予算 (第 2 号)	原案可決
議案第 72 号	平成 25 年度浪江町国民健康保険直営診療施設事業特別会計補正予算 (第 2 号)	原案可決
議案第 73 号	平成 25 年度浪江町公共下水道事業特別会計補正予算 (第 3 号)	原案可決
議案第 74 号	平成 25 年度浪江町農業集落排水事業特別会計補正予算 (第 2 号)	原案可決
議案第 75 号	平成 25 年度浪江町介護保険事業特別会計補正予算 (第 2 号)	原案可決
議案第 76 号	平成 25 年度浪江町後期高齢者医療特別会計補正予算 (第 1 号)	原案可決
議案第 77 号	平成 25 年度浪江町水道事業会計補正予算 (第 2 号)	原案可決
同意第 8 号	教育委員会委員の任命について	同 意
報告第 2 号	財団法人福島なみえ勤労福祉事業団の経営状況報告について	報 告
発委第 8 号	特定秘密の保護に関する法律の廃止を求める意見書 (案)	原案可決
	委員会の閉会中の継続審査又は調査について	原案可決

第5回臨時会(11月18日)の採決状況

議案番号	件 名	議決結果
議案第 62 号	工事請負契約の締結について (25浪江町役場本庁舎空気調和設備修繕工事)	否 決

第5回臨時会 11月18日

議案第 62 号 工事請負契約の締結について (25浪江町役場本庁舎空気調和設備修繕工事)

工事箇所 浪江町役場本庁舎
契約の方法 指名競争入札
契約の金額 6195 万円
契約の相手 株式会社 小黒設備工業
代表取締役 小黒 陽子
工 期 平成 26 年 3 月 21 日

※議長が除斥のため、副議長の進行で審議しました。なお、除斥とは、議会における審議を公正なものとするため、議案などと一定の利害関係がある議員はその審議に参加できないことが、地方自治法第 117 条に定められています。

質 問 何業者で入札したのか。

総務課長 浪江町内に本店を有し、A ランクに格付けされている 3 業者で入札しました。

質 問 入札に参加する資格の審査はどのように行われたか。

副町長 入札の前に指名委員会を開き、業者の能力、実績を踏まえ審査しております。今回の工事を受注できる能力があり、現在も営業している 3 業者に参加資格があるという結論になりました。

質 問 空調施設の破損はどの程度か。

総務課長 中央監視装置の液晶、コントローラの操作部、冷温水ポンプ、吸収冷温水機のバーナー部、制御基板の破損等です。

質 問 町民に直接影響することなのか。

副町長 本庁舎内には、仮設の診療所があります。また、何かあったときの町民の一時的な集合場所として有効と考えます。そのため、本庁舎の設備が正常に稼働することは重要と考えます。

質 問 財源や工期に問題はないのか。

総務課長 財源については、福島避難解除等区域生活環境整備事業という、本来、国が実施する事業を町が代行するもので、国が全額負担します。工期については、制御基板の納品に 3 ヶ月かかるため、平成 26 年 3 月がぎりぎりと考えています。

反対討論

今回の工事の必要性は認め、また、参加資格の審査においても問題はないと認める。

しかし、小黒議長は小黒設備工業の役員になっているため、地方自治法に定める兼業の禁止に違反していると判断しても何ら問題ないと思う。

議会は執行機関の監視機関である。二元代表制の一翼を担う権限と責任、対町民との関係では大きな信頼と責任を伴う機関である。その責任と権限を持つ議会において、法に違反する契約行為を容認することはできない。

請負比率の問題ではなく、その請負業者の関係人がどういう立場にあるかということが厳しく問われている。

よって、反対討論とする。

(賛成少数で否決)

● 小黒議長に対する「議長不信任案」 ●

賛成少数で否決

12月定例会最終日の冒頭、「議長不信任案」の動議が提出されました。

■提案理由

11月の臨時会において、役場本庁舎の空調設備修繕工事の請負契約は、反対多数で否決された。これは、地方自治法第92条の2に定める議員の兼業禁止(※)に抵触していたという違法行為が明らかになったということだ。また、小黒議長は、翌日、役員退任の手続きをしたので問題ないと弁明したが、役員であった事実は変わらない。もし、今回の問題を容認するならば、今後同様のことが起きても、異議を唱えることができなくなる。

議長が議案審議で除斥になり、行政執行、議会を大きく混乱させたその政治的、道義的責任は極めて重大であると考えが、残念ながら、本人はその責任と自覚が欠如している。

よって、議会の良識と責任において議長不信任の断を下す必要があると考える。

これは、息苦しい避難生活を続けながらも、復興、まちづくりと正常な議会運営を求める町民に対する議会の責任でもあると考える。

※議員の兼業禁止とは

地方自治法92条の2は、地方自治体の事務執行の適正と議会運営の公正を確保するため、議員個人が当該地方自治体と請負関係になることを禁止し、また当該地方自治体からの請負を主とする法人の取締役等になることを禁止しています。

■反対討論

地方自治法第92条の2の議員の兼業禁止の規定に、抵触しないと思っている。町との請負額が、会社の総売上上の50%を超えないことがボーダーラインだという判例がある。小黒設備工業の町との請負額は、去年は13%、一昨年は24%、その前は1%であり、判例から想定しても議員の兼業禁止の規定に該当しないのではないかと、よく調べる必要があると考える。小黒議長は会社の取締役を2年前に自動失職していることが判明しており、倫理的にも問題がないと考えている。

さらに、いろいろなことを議論しながら良い方向に持っていくということが議会の使命であり、今が混乱しているとは考えてない。

まだ十分な調査がされてない中で、不信任案には賛成できない。

よって、反対の討論とする。

(無記名投票の結果、賛成5票、反対10票で否決となりました。)

● 資格審査特別委員会設置 ●

「議長不信任案」否決後、議長が兼業禁止の規定に該当するかどうかについて、議会の決定を求める要求書が提出され、資格審査特別委員会が自動的に設置されました。今後、特別委員会で審査することになります。

資格審査特別委員会委員

委員長	三瓶宝次
副委員長	山本幸一郎
委員	鈴木幸治
委員	紺野榮重
委員	吉田数博
委員	馬場績

6議員が質問

■渡邊 泰彦

- (1) 浪江町住民意向調査の結果について

■佐々木 勇治

- (1) 一時立入りの際の線量管理について
- (2) 健康管理について
- (3) 除染について

■紺野 榮重

- (1) 住民意向調査結果
- (2) 浪江町復旧、復興の件

■松田 孝司

- (1) 国や関係機関の対応について
- (2) 区域再編による課題について
- (3) 生活環境について

■馬場 績

- (1) 復興の現状と問題について
- (2) 復興住宅建設計画と仮設住宅等の住環境改善について
- (3) 子どもが主人公の教育行政をどう進めるべきか
- (4) 高齢者福祉・介護保険について
- (5) 特定秘密保護法について

■鈴木 幸治

- (1) 国への要望等について
- (2) 政府・与党の提言について
- (3) 津波による流出世帯の支援について
- (4) 一般質問に対する答弁について

一般質問

町政と問う

このページには質問した議員の質問事項が掲載されています。
議会だよりに掲載する一般質問の内容は、紙面の構成上、1議員の質問、答弁を合わせて550文字以内に要約しておりますので、ご了承ください。



渡邊 泰彦 議員

回収率63・5%について

質問 平成25年8月に実施された、住民意向調査の結果が10月に発表があり、回収率が63・5%。つまり、3分の1の町民が回答していない。このことに対する町率直な感想は。また、回収率を上げるための、町の対策は。

町長 この回収率ですが、残りの36・5%の町民から回答がなかったのは、非常に残念です。今回の意向調査は、浪江町の帰還意向の把握と、町外の復興公営住宅の整備戸数の把握の二つの目的で行われました。これらは大事な意向調査ですので、結果をしっかりと精査して、今後の施策に

Q 浪江町住民意向調査の結果の取り扱いは

A 結果をしっかりと精査して、今後の施策に反映させたいと思います

反映させたいと思います。

復興推進課長

回収率を上げるため調査中に、ハガキで回答のお願いをいたしました。

急いでやっていきます。ただ不確定要素が多いので、間に合うかどうか不透明ですが、今後努力してまいります。

平成29年3月までの工程表を明確にするまでは

質問

帰還の意向が「現時点でまだ判断のつかない」37・5%の町民に対して、判断するのに必要な情報を発信すべきでは。また、平成29年3月までの、確定した具体的な目標を出すべきでは。

町長

確定した目標を出したいのですが、全ての前提条件をクリアしていません。平成29年3月までに除染、インフラの復旧、生活基盤の整備をとにかく

ふるさと再生課長

除染事業につきましては、酒田行政区において、本格除染のための仮置き場の造成がようやく開始されました。除染が遅れているので、計画の変更を予定しています。



現在、造成中の酒田行政区の仮置き場



佐々木勇治 議員

Q 掃除と同じで高所から本格除染を始めるべきではないか

A そのとおりであると思います

質問 なぜ、高所から除染をできないのか。

ふるさと再生課長

高所は高線量区域であり、作業員の被ばくリスクが高くなることから、低線量の区域から除染を実施することとしています。また、特措法に基づき住民の健康保護の観点から、必要な地域について優先的に計画を策定し除染しています。

質問 家屋調査をして半壊以上でなければ国は解体しないとされているが、住宅を残したままの除染より解体した方が線量減少に繋がると思う。数十年先を見据えた除染の進め方はできないのか。

ふるさと再生課長

今後、環境省と町で調整等を行うも、中長期的に見据えしつ

かりとした町全体の除染計画が必要と考えております。

ガラスバッジに不信の声が

質問 測定結果に誤差があるようだが信頼性はどの程度と認識しているか。

健康保険課長

放射線業務従事者及び医療従事者等が外部被ばく線量の測定を行う際一般的に使用されている製品で、十分に信頼できるものと考えております。

質問

浪江町民がバラバラに避難しているが、基準となるガラスバッジはどこにあるのか。



町民に配布しているガラスバッジ

健康保険課長 避難は

日本全国、広域に渡っており、個別に設置管理することが非常に困難であるため、震災前の浪江町の自然放射線、毎時0.06マイクロシーベルトを基準値としています。

町で健康管理手帳を管理する考えは

質問 健康管理手帳は町で記入し管理してはどうか。

健康保険課長

個人で管理すべきと考えますが、町で把握できる検診結果に加え、県で実施した検査結果については健康管理システムにより一元管理をしています。



紺野 榮重 議員

Q 町長は帰町をどう考えているか

A 帰町して先頭に立って復旧・復興していきます

質問 低線量地域の復興拠点づくりの進め方は。

復興推進課長

まちづくり計画検討部会において、浪江町役場周辺を復興拠点の中心地として、徒歩で移動できる範囲に集約し、居住環境を整備することが検討されています。

質問 中断している

国道114号拡幅工事をどう進めるか。

復興推進課長

第一工区は平成26年度に舗装工事に入る見込みです。第二工区は早期着工に向けて要望しております。

一時立入りの手続き、立入り回数改善を図れ

質問

立入り手続きの簡素化、また帰還困難区域の回数の見直しは。

生活支援課長 区域再編

1年後を目途に国、市町村と協議して緩和できるよう検討します。

質問 帰還困難区域の燃えるゴミの処理をどう考えるか。

ふるさと再生課長

必要性は認識していますが、線量低減を見極めて対応していきます。

除染計画、仮置き場、災害ガレキ置場の確保状況は

質問

除染作業の遅れている理由は何か。

ふるさと再生課長

中間貯蔵施設について不透明な事や、仮置き場の確保、土地建物の所有者の同意取得に時間を要しています。

質問

今後の除染予定は。

ふるさと再生課長

高瀬行政区、立野下行政区の本

格除染、共同墓地、国道114号(水境から室原)、国道114号拡幅工事を行っていた区間の除染の発注が、年明けに予定されています。

放射性物質の健康に対する影響は

質問

甲状腺検査、ホルボデー検査、血液検査の結果で、人体に影響のあった町民はいるのか。

健康保険課長

現在まで健康に影響のあった方はいません。

質問

ガラスバッジの回収結果は。

健康保険課長

4月から6月の3か月測定結果は、県内避難者平均0.18ミリシーベルト、県外避難者0.05ミリシーベルトでした。



松田 孝司 議員

Q 国に生涯補償を求める考えは

A 研究させていただきます

質問

これから放射能という負の財産を背負い一生暮らしていかなければならない。避難市町村全体の会合で原発避難者年金のような制度創設の話が出ないのか。避難市町村全体で生涯補償を求める考えはないか。

町長

ある程度の目安がつくまで、賠償を求めるという考えでいきたいと思っています。

区域再編一年経過後の見直しは

質問

被災市町村の中でそのような声は残念ながらありません。しかしながら、ADRに対して町が代理人となり、子供も大人も高齢者の方も一律賠償を求めています。生涯補償については、若干研究させていただくということでご理解いただきたいと思えます。

区域再編により行政区間の密接な繋がりの分断や、帰還困難区域の近くにも高線量の地区がある。平成24年末に開催した区域再編の説明会で、1年後経過を見て再編もありうるという考えが、区域再編の見直しはあるのか。

帰還準備室長

現時点で、国から区域再編後の話はありませんので、当面見直しがされるとは考えておりません。

質問

精神的損害賠償の終期が、避難指示解除後1年との原賠審の素案について町長の考えは。

市営・町営の復興公営住宅建設の依頼は

質問

仮設住宅の受け入れ自治体の市や町に、市営・町営の復興公営住宅建設依頼の考えはあるのか。

復興推進課長

町としては南相馬市、いわき市、二本松市の3市に町外コミュニティ、行政機関を含めて集約したいと思っていますので、依頼するという考え方は今のところ持っておりません。



馬場 績 議員

Q 政府与党の第三次提言・原賠審の賠償打ち切り問題をどう考えるか

A 町独自に5点を政府に要望しました

質問

原子力損害賠償紛争審査会の第四次追補(素案)では「避難指示解除後、1年で賠償打ち切り」を先に決めた。除染も、復興住宅も賠償も、避難指示解除に足る生活基盤の整備も進んでいない。「早期帰還」と賠償打ち切りを一体的に進めようとしている。人権尊重と賠償継続を求めるべき。その対応は。

復興まちづくり計画と「避難指示解除時期」の問題

質問

「平成29年4月1日に避難指示解除したい」という町長の見解は①希望的観測なのか、根拠ある計画なのか。②津波防災集団移転構想の住民説明会開催の考えは。

「個人の線量管理」は国の「健康管理」の責任放棄である

質問

空間線量ではなく、個人線量計で個人が被ばく量を管理することは、「年間1ミリシーベルト」とする除染目標の「棚上げ」であり、避難指示解除基準の実質緩和に波及する問題である。政府の対応についてどう考えるか。

町長

①除染が遅れ、復旧が遅れていますので計画の見直しも考えなければなりません。②構想が具体的になれば説明会を開きます。

町長

「場の線量」の提示は必須であり、安心して帰還できる安全基準を国が示すよう求めてきました。

町長

「場の線量」の提示は必須であり、安心して帰還できる安全基準を国が示すよう求めてきました。



鈴木 幸治 議員

Q これまでの国の取り組みを
どう評価するか

A 誠意がなく被災者の身になって
いないと感じています

質問 先般、議会として国の関係省庁に対し、復興に関する要望をした。しかし、国からは避難者の声を本気で受け止める気があるのかどうか、全く誠意が感じられなかった。町も国に対して多くの要望をしてきたと思うが、これまでの国の取り組みをどう評価しているか。

町長 誠意のない態度、そして、回答も全く被災者の身になっていないという感じを持っています。

質問 誠意のない国に対して、今後浪江町は、どのような姿勢で臨むべきと考えるか。

町長 除染、賠償、健康管理を重要視点として、

町の置かれている立場をきつちりと示したいと考えています。

質問 間もなく3年目を迎えるが、町として、また双葉郡として何らかのアクションを起こす考えは。

町長 郡内町村長の中でも、我々の思いを全体で示していこうということになっていきます。

津波による流失世帯への支援は

質問 津波による流失世帯は、財物や建物賠償において、他の区域と大きな差が生じている。大人4人の財物賠償では、居住制限及び解除準備区域は535万円、帰還困難区域は65

5万円、一方、流失世帯は131万円だが、この差をどう思うか。

町長 この格差は非常に大きい差であると思います。今後、どのような支援策があるかを検討していきたいと思えます。

質問 金銭的な支援をテーブルに載せられるか。

町長 町の独自補填については、色々な角度から精査して、テーブルに載せていきたいと考えています。

町長 町の独自補填については、色々な角度から精査して、テーブルに載せていきたいと考えています。

議会活動の経過報告 11月1日～平成26年1月31日

(定例会及び臨時会中の全員協議会・各常任委員会・議会運営委員会を除く)

11月

- 6日 政党への要望活動 (東京)
- 7日 双葉地方町村議会議員研修会 (広野町)
- 8日 議会報編集特別委員会
- 11日 議会運営委員会
- 13日 町村議会議長全国大会 (東京)
- 18日 臨時会
- 19日 広域圏組合・消防厚生常任委員会 (広野町)
- 20日 "・総務常任委員会 (広野町)
- 25日 議会運営委員会
全員協議会
復興副大臣、政務官との意見交換会 (福島市)
- 26日 広域圏組合・議会運営委員会 (広野町)
- 27日 議会報編集特別委員会
- 29日 広域圏組合・定例会 (広野町)
- 27日 新人議員研修会 (福島市)

12月

- 2日 議会報編集特別委員会
- 5日 議会運営委員会
- 10日 定例会開会・本会議
- 11日 定例会本会議
- 18日 定例会本会議・閉会
- 26日 広域圏組合・議会運営委員会 (広野町)
- "・臨時会 (広野町)

平成26年 1月

- 6日 議会報編集特別委員会
- 9日 "
- 10日 全員協議会
資格審査特別委員会
議会報編集特別委員会
- 14日 "
- 17日 "
- 20日 復興副大臣、政務官との意見交換会 (福島市)
- 福島県町村議会議長会 (福島市)
- 21日 正副常任委員長会議
- 23日 全員協議会
- 27日 国要望活動 (東京)

会議の出席状況

(○:出席、×:欠席)

●本会議・全員協議会

議席 番号	氏名	11/18	11/18	11/25	12/10	12/11	12/11	12/16	12/17	12/18	1/10
		本会議	全協	全協	本会議	本会議	全協	全協	全協	本会議	全協
1	渡邊 泰彦	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○
2	佐々木勇治	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○
3	鈴木 幸治	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○
4	小黒 敬三	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○
5	平本 佳司	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○
6	松田 孝司	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○
7	山崎 博文	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○
8	若月 芳則	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○
9	佐々木恵寿	○	○	×	○	○	○	○	○	○	○
10	山本幸一郎	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○
11	泉田 重章	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○
12	佐藤 文子	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○
13	紺野 榮重	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○
14	吉田 数博	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○
15	三瓶 宝次	○	○	○	○	○	○	×	○	○	○
16	馬場 績	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○

※本会議：議場での会議（議会の意味を決める会議）、全協：全員協議会

●総務常任委員会

	氏名	12/12
委員長	紺野 榮重	○
副委員長	佐々木勇治	○
委員	小黒 敬三	○
〃	佐藤 文子	○
〃	三瓶 宝次	○

●文教・厚生常任委員会

	氏名	12/12
委員長	山本幸一郎	○
副委員長	渡邊 泰彦	○
委員	鈴木 幸治	○
〃	山崎 博文	○
〃	泉田 重章	○
〃	馬場 績	○

●産業・建設常任委員会

	氏名	12/12	12/13
委員長	若月 芳則	○	○
副委員長	平本 佳司	○	○
委員	松田 孝司	○	○
〃	佐々木恵寿	○	○
〃	吉田 数博	○	○

●議会運営委員会

	氏名	11/11	11/18	11/25	12/5	12/17	12/18	1/10
委員長	馬場 績	○	○	○	○	○	○	○
副委員長	三瓶 宝次	○	○	○	○	○	○	○
委員	若月 芳則	○	○	○	○	○	○	○
〃	山本幸一郎	○	○	○	○	○	○	○
〃	紺野 榮重	○	○	○	○	○	○	○
〃	吉田 数博	○	○	○	○	○	○	○
議長	小黒 敬三	○	○	○	○	○	—	○
副議長	佐々木恵寿	○	○	○	○	○	○	○

※「—」は除斥

●議会報編集特別委員会

	氏名	11/8	11/27	12/2	1/6	1/9	1/14	1/17
委員長	山崎 博文	○	○	○	○	○	○	○
副委員長	佐藤 文子	○	○	○	○	○	○	○
委員	渡邊 泰彦	○	○	○	○	○	○	○
〃	佐々木勇治	○	○	○	○	○	○	○
〃	平本 佳司	○	○	○	○	○	○	○
〃	松田 孝司	○	○	○	○	○	○	○

●資格審査特別委員会

	氏名	1/10
委員長	三瓶 宝次	○
副委員長	山本幸一郎	○
委員	鈴木 幸治	○
〃	紺野 榮重	○
〃	吉田 数博	○
〃	馬場 績	○

※1月20日以降の会議については、原稿〆切後の開催のため次号に掲載します。



町民の声



丹伊田幸子さん
(立野上)

今を考える

平成23年3月11日午後2時46分、東日本大震災発生。翌12日午後3時36分、東京電力福島第一原子力発電所一号機が水素爆発。そして故郷を追われた。

そんな時「福島の復興なくして日本の再生なし」との総理の言葉は、力強く響きがあり何とも頼もしく心強く感じた。あれから2年10ヶ月、仮設住宅4畳半生活を一喜一憂しながら暮らして来たが、あの心強さも今では、だんだん萎み「やるせない」

浪江の家屋は雨漏りし、壁や土台の亀裂は広がり、屋内は物が散乱、ねずみの住処と変わり果てた。荒廃した我が家を見る度、もう住めないと諦めもよぎるが、一歩前進を、と自分を励ましていく。

住宅再建も公表された賠償金額では、どうにもならない。実情に添った支援を示してほしい。東京電力の安全神話は崩れた。今回の爆発事故でも受けた罹災は計り知れない。

再度の事故発生はないのだろうか。無いことを、老婆心ながら祈る。

何よりも放射線量が高く、若人や子供達はどうなるのでしょうか。我々は息子や若い方々にいて行くしかない。

一日も早く安定した生活ができるよう、議員の方々をお願いするしかない事を忘れないで下さい。

編集後記

震災後、3度目のお正月を迎えました。みなさん、お正月には初詣に行きましたか。もし神仏に力をお借りできたら、「震災前に戻してもらいたい」と心からお願ひしたいところです。寒さも一段と厳しくなりましたね。故郷では、そろそろ「裸参りだなあ」と、なんだか切ない思いで筆をとっています。

議会だよりが年配者をはじめ、若い世代にも愛読されるように、今後とも委員一同努力してまいります。ご意見・ご要望がありましたら小さなことでもかまいませんので、お寄せいただく事をお願いいたします。(記・佐々木勇治)

議長	小黒敬三
委員長	山崎博文
副委員長	佐藤文子
委員	渡邊泰彦
委員	佐々木勇治
委員	平本佳司
委員	松田孝司

